

保険税の税率

保険税は、医療分と後期高齢者支援金分と介護分の合計額で、医療分及び後期高齢者支援金分は74歳以下のすべての被保険者が、介護分は40歳以上64歳以下の被保険者が対象になります。

医療分の税率は、必要な医療費の額などを基に、後期高齢者支援金分と介護分の税率は、社会保険診療報酬支払基金に対しての後期高齢者支援金など介護分の納付に要する費用などを基に、毎年見直しを行っています。保険税の一人当たりの負担額については、基金(貯金)の取り崩しや一般会計からの繰り入れにより抑えております。

平成26年度の国民健康保険税の税率は、表1の通りです。

税率は平成25年度から変更点はありません。

非自発的な理由で離職した人へ

非自発的な理由(解雇・会社倒産・雇い止めなど)により離職し、国民健康保険に加入された人について、申告により国民健康保険税

を軽減する制度が、平成22年4月1日より始まりました。

▼対象となる人

次のすべての条件に該当する人が対象となります。

- ①平成21年3月31日以降に離職した
- ②離職日において65歳未満である
- ③雇用保険の特定受給資格者または特定理由で離職者(雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかである)。

※特別受給資格者および高齢受給資格者の人は対象外です。

▼軽減の内容

前年の給与所得を100分の30として、所得割額の算定と均等割額および平等割額の軽減判定を行います。また、高額療養費などの所得区分の判定についても、前年の給与所得を100分の30として行います。

▼軽減される期間

軽減の対象となる期間は離職の翌日から翌年度末までです。国民健康保険に加入中は、途中で再就職しても引き続き対象となりますが、会社の社会保険に加入するなど国民健康保険を脱退する

と終了します。

▼申告の手続き

申告は税務グループで受け付けますので、左記の物を持って窓口までお越しください。

▼持参するもの

- ①国民健康保険被保険者証または納税通知書
- ②雇用保険受給資格者証
- ③印鑑

平等割の軽減措置

国保から後期高齢者医療制度へ移った方がいることにより、単身世帯(国保加入者が一人の世帯)となる世帯については、5年間平等割(医療分と後期高齢者支援金分)が半額となります。

また、5年経過後も3年間平等割が4分の1減額となります。

保険税の納め方

普通徴収：保険税の納期は、7月から翌年3月までの計9回となっています。納期限は毎月末(12月は25日)で、その日が休日または土曜日の場合は、翌営業日となります。

特別徴収：国民健康保険に加入す

表1.平成26年度国民健康保険税の税率

	医療分		後期高齢者支援金分		介護分
①所得割	7.90%	④所得割	2.00%	⑦所得割	2.40%
②均等割	27,600円	⑤均等割	6,800円	⑧均等割	13,200円
③平等割	22,800円	⑥平等割	5,400円		
課税限度額	510,000円	課税限度額	160,000円	課税限度額	140,000円
① 所得割： 被保険者の25年中の所得金額から33万円を控除し、7.90%をかけた金額		④ 所得割： 医療分と同様に計算し、2.00%をかけた金額		⑦ 所得割： 医療分と同様に計算し、2.40%をかけた金額	
② 均等割： 被保険者1人につき 27,600円		⑤ 均等割： 被保険者1人につき 6,800円		⑧ 均等割： 被保険者1人につき 13,200円	
③ 平等割： 1世帯につき22,800円		⑥ 平等割： 1世帯につき5,400円			
1年間の保険税額=①+②+③ (最高51万円)		1年間の保険税額=④+⑤+⑥ (最高16万円)		1年間の保険税額=⑦+⑧ (最高14万円)	

*医療分と後期高齢者支援金分は全ての被保険者の方に課税されます。
*介護分は、40歳になる月から65歳になる月の前月まで課税されます。

国民健康保険税額の算出例を、モデルケースで紹介しす

モデルケース1-年金所得者

年金所得150万円(年金収入270万円)
夫婦2人世帯(夫70歳、妻70歳)、収入は世帯主のみの場合

<医療分>

- (1) 所得割 (1,500,000円-330,000円) × 7.9% = 92,430円
 - (2) 均等割 27,600円 × 2人 = 55,200円
 - (3) 平等割 1世帯につき 22,800円
- 医療分合計(100円未満切捨て) 170,400円

<後期高齢者支援金分>

- (1) 所得割 (1,500,000円-330,000円) × 2.0% = 23,400円
 - (2) 均等割 6,800円 × 2人 = 13,600円
 - (3) 平等割 1世帯につき 5,400円
- 後期高齢者支援金分合計(100円未満切捨て) 42,400円

<総合計>

保険税額 医療分+後期高齢者支援金分=212,800円
※65歳以上の方については、介護保険料が個別に請求されるため介護分はかかりません。

モデルケース2-事業所得者など

事業所得250万円
4人世帯(夫55歳、妻52歳、子ども2人)、収入は世帯主のみの場合

<医療分>

- (1) 所得割 (2,500,000円-330,000円) × 7.9% = 171,430円
 - (2) 均等割 27,600円 × 4人 = 110,400円
 - (3) 平等割 1世帯につき 22,800円
- 医療分合計(100円未満切捨て) 304,600円

<後期高齢者支援金分>

- (1) 所得割 (2,500,000円-330,000円) × 2.0% = 43,400円
 - (2) 均等割 6,800円 × 4人 = 27,200円
 - (3) 平等割 1世帯につき 5,400円
- 後期高齢者支援金分合計(100円未満切捨て) 76,000円

<介護分>

- (1) 所得割 (2,500,000円-330,000円) × 2.4% = 52,080円
 - (2) 均等割 13,200円 × 2人 = 26,400円
- 介護分合計(100円未満切捨て) 78,400円

<総合計>

保険税額 医療分+後期高齢者支援金分+介護分=459,000円

る65歳以上75歳未満の世帯主の方で、左記の①~④の全てに該当する方は、原則として年金から納めていただくことになります。

- ①世帯主が国民健康保険に加入している
 - ②世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上から75歳未満である場合
 - ③世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合
 - ④世帯主が、介護保険料の特別徴収対象者で、介護保険料と国保税の合計額が年金支給額の半額を超えない場合
- また、平成26年度中に75歳にな

る方については、後期高齢者医療保険に加入される年になりますので、納めすぎを防ぐために、国民健康保険税は、普通徴収に変更されます。

保険税の減免申請

失業、退職などにより所得が激減するなど、一定の要件を満たすときは、申請することによって保険税の減免を受けることができます。申請期限は、納期限の7日前までとなっています。

所得の申告はお済みですか

すべての納税義務者(世帯主)

と国民健康保険の加入者は、たとえ収入が無くても前年中の所得の状況を申告しなければなりません。ただし、確定申告や住民税の申告をした方、納税義務者や加入者の税法上の扶養となつている方(世帯主を除く)、給与や年金の支払報告書が提出されている方は不要です。

所得の申告がなければ均等割額および平等割額の軽減が受けられませんので、ご注意ください。

保険税を滞納すると保険証をお渡しできなくなります

国民健康保険税を災害その他の

特別な事情がないのに滞納し、一定期間を経過した場合は、保険証をお渡しできなくなり、資格証明書で受診していただきます。

資格証明書で受診された場合の医療費は、いったん全額自己負担となり、その後役場で手続をすることによって、医療費の7割分を請求することができます。

さらに経過すると、高額医療費などの保険給付が差し止められます。

健康保険の制度は皆さんで支え合うことで成り立っています。保険税は必ず納期限内に納めましょう。

口座振替のご利用を 国民健康保険税をはじめとする町税の納付については、便利な口座振替制度をご利用ください。ゆうちょ銀行・郵便局でもご利用いただけます。

福祉医療制度 継続・更新対象者に新受給者証を送付します

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581

福祉医療制度って何？

福祉医療制度は、国民健康保険または職場の健康保険などのいずれかの健康保険に加入している一定所得以下の老人、障がい者（児）、乳幼児など、児童、母子家庭、父子家庭、遺児の方に、健康保険で診療を受けた場合の自己負担額の一部を助成し、安全・安心な社会づくりを推進する施策の一環として大きな役割を果たしています。

新しい受給者証を郵送します

現在受給者証をお持ちの方については6月末頃に更新を行い、継続して各福祉医療制度に該当する方には新しい受給者証（青色）を郵送します。ただし、制度改正によって前年度と所得などが変わらなくても非該当となる場合がありますので、ご注意ください。

※新たに対象となる方は、健康保険証・印鑑・平成26年度所得課税証明書（平成26年1月2日以降に転入された方）・障害者手帳（障害者・高齢障害者医療費助成制度対象者）を持参のうえ、保険年金グループまで申請してください。

●老人医療費助成事業

		内 容				
対象者	65歳以上69歳以下の方					
所得制限基準	町県民税非課税世帯かつ本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の方					
一部負担金	定率2割負担【経過措置対象者は定率2割負担または所得を有しない方は1割負担】					
負担限度額	低所得Ⅱの場合	外来	月額 12,000円	低所得Ⅰの場合	外来	月額 8,000円
		入院	月額 35,400円		入院	月額 15,000円
	経過措置対象者	外来	月額 8,000円	経過措置対象者	外来	月額 8,000円
		入院	月額 24,600円		入院	月額 15,000円

●障害者医療費助成事業・高齢障害者医療費助成事業

対象者	・障がい程度1級・2級・3級（内部障害のみ）の身体障がい者 ・知的障がい者（療育A・B1判定） ・精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級所持者）ただし、精神疾患による医療を除く一般医療が対象	
所得制限基準	世帯の町県民税所得割税額合計額が23.5万円未満の方	
一部負担金	外来	1医療機関あたり、1日600円を限度に月2回（1,200円まで）の負担【所得（注）を有しない方は、1日400円を限度に月2回（800円まで）の負担】
	入院	定率1割負担（負担限度額月額2,400円）【所得（注）を有しない方は、月額1,600円】 ※長期入院（連続して3ヵ月を超える入院の場合）は、4ヵ月目以降の一部負担金なし

●乳幼児等医療費助成事業

対象者	出生から小学3年生まで	
所得制限基準	所得制限なし	
一部負担金	外来	一部負担金なし
	入院	一部負担金なし

●こども医療費助成事業

対象者	小学4年生から中学3年生まで	
所得制限基準	所得制限なし	
一部負担金	外来	医療保険制度における自己負担額の1/3を助成
	入院	医療保険制度における自己負担額の2/3を助成 ※長期入院（連続して3ヵ月を超える入院の場合）は、4ヵ月目以降の一部負担金なし

●母子家庭等医療費助成事業

対象者	20歳に達した年度末までの児童を監護する母または父及びその児童、遺児	
所得制限基準	児童扶養手当の所得制限（全部支給）の基準を準用	
一部負担金	外来	1医療機関あたり、1日800円を限度に月2回（1,600円まで）の負担【所得（注）を有しない方は、1日400円を限度に月2回（800円まで）の負担】
	入院	定率1割負担（負担限度額 月額3,200円）【所得を有しない方は、月額1,600円】 ※長期入院（連続して3ヵ月を超える入院の場合）は、4ヵ月目以降一部負担金なし

（注）所得を有しない方とは、町県民税非課税世帯で、かつ、世帯全員の年金収入が80万円以下、もしくは年金収入を加えた所得80万円以下の方です。

こども医療費助成制度（外来分）の所得制限を撤廃します

平成26年7月より、こども医療費助成制度（外来分）の所得制限を撤廃します。（上記表のとおり）
現在所得制限により非該当となっている保護者の方及び未申請の方にはご案内と申請書を送付しています。申請がまだの方は、保険年金グループまでご提出をお願いします。

年金

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

国民年金の第一号被保険者は、毎月の保険料（平成26年度は月額1万5千250円）を納める必要があります。しかしながら収入の減少や失業などにより国民年金保険料を納めることが困難な場合には、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。

免除制度は、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除の4段階があります。申請をして本人・世帯主・配偶者の前年の所得が一定額以下と認められれば保険料の納付の全額もしくは一部を免除されます。

納付猶予制度は、20歳から30歳未満の方で、本人・配偶者の前年の所得が一定額以下と認められれば保険料の納付が猶予されます。

免除が承認された期間は、年金の受給資格期間（25年間）には算入されますが、年金額を計算するときには、保険料を納めた時に比べて2分の1

免除・納付猶予の所得基準

前年所得が下記の所得基準の範囲内であれば免除などを受けることができます。

- 全額免除
35万円×（扶養親族などの数+1）+22万円
- 4分の3免除
78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など
- 半額免除
118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など
- 四分の一免除制度
158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など
- 若年者納付猶予制度
35万円×（扶養親族などの数+1）+22万円
※扶養親族等控除額
（38万円×配偶者・扶養親族）+（48万円×老人扶養親族）+（63万円×特定扶養親族）

納付猶予が承認された期間は、年金の受給資格期間（25年間）には算入されますが、年金額には反映されません。受給する年金額を増やすには免除及び納付猶予となった保険料は10年以内であれば、後から納めること（追納）ができます。ただし、2年を経過した保険料には加算金がかかります。

なお、一部免除が承認された期間については、免除された額の保険料を納めない場合になります。納付猶予が承認された期間は、年金の受給資格期間（25年間）には算入されますが、年金額には反映されません。免除の申請期間は毎年7月から翌年6月を1年度（申請年度）として取り扱います。平成26年7月から平成27年6月分の保険料（申請年度平成26年度）の免除申請は、平成26年7月1日から受け付けを開始します。

免除申請及び審査対象期間

は未納期間として取り扱われますのでご注意ください。

失業などの特例免除制度

失業などを理由とした免除は、失業などのあった月の前月から免除対象となり、申請年度の前年以降に失業などの事由が発生していることが条件となっています。通常審査の対象となる退職者の所得の状況を除外して審査が行われます。申請には、失業などの証明書類が必要で（添付書類参照）。

ただし、配偶者・世帯主に一定以上の所得があるときは認められないことがあります。また、配偶者・世帯主が退職（失業）したときにもこの制度を利用できます。

免除などの申請方法

免除などの申請は、「国民年

▼問合せ

保険年金グループ
加古川年金事務所
☎079(435)2581
☎079(427)4743

の申請ができるようになります。納付期限から2年を経過せず平成26年6月分までの保険料の免除申請は随時受け付けています。

▼添付書類

- ①年金手帳または納付書など基礎年金番号のわかるもの（本人が署名する場合は不用）
 - ②退職・失業した人が申請を行うときは、退職・失業したことを確認できる書類（雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給者証などの写し）
 - ③転入された方 申請年度の1月2日以降に転入された方（被保険者・配偶者・世帯主）は、申請年度の所得証明書の添付が必要です。
- 例 申請年度が平成25年度（平成25年7月～平成26年6月分）で25年1月2日以降に転入している場合は、平成25年度所得証明書を添付）

※年金のこと、もっと詳しく知りたい方は、日本年金機構のホームページもご利用ください。

<http://www.nenkin.go.jp/>